

評議員会運営規程

(目的)

第1条 この規程は、公益財団法人明光教育研究所の定款第24条に基づき、評議員会の運営に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(構成及び出席)

第2条 評議員会は、すべての評議員をもって構成する。

2 理事は、止むを得ない事由がある場合を除き、評議員会に出席するものとする。

3 監事は、止むを得ない事由がある場合を除き、評議員会に出席するものとする。

(評議員会の種類)

第3条 評議員会は、定時評議員会及び臨時評議員会の2種とする。

2 定時評議員会は、年1回毎事業年度終了後3ヶ月以内に開催するものとし、代表理事がこれを招集する。

3 臨時評議員会は、必要がある場合に開催するものとし、代表理事がこれを招集する。

4 前項にかかわらず、代表理事は、評議員から評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して評議員会の招集の請求を受けたときは、遅滞なく評議員会を招集する。

5 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年6月2日法律第48号、以下「法人法」という。）第180条第2項に定めるところにより、次に掲げる場合には、前項の規定による招集の請求をした評議員は、東京地方裁判所の許可を得て、評議員会を招集することができる。

(1) 請求後遅滞なく招集の手続が行われない場合

(2) 請求があった日から6週間以内の日を評議員会の開催日とする招集の通知が発せられない場合

(招集の手続)

第4条 評議員会を招集する場合には、理事会の決議によって、次の事項を定める。

(1) 評議員会の日時及び場所

(2) 評議員会の目的である事項があるときは、その事項

(3) 次に掲げる事項が評議員会の目的である事項であるときは、当該事項に係る議案の概要

イ 役員等の選任

ロ 役員等の報酬等

ハ 事業の全部の譲渡

ニ 定款の変更

ホ 合併

2 前項の規定にかかわらず、前条第5項の規定により評議員が評議員会を招集する場合には、その評議員は前項各号に掲げる事項を定めなければならない。

(評議員提案権)

- 第5条 評議員が理事に対して一定の事項を評議員会の目的とすることを請求するときは、その請求は、評議員会の日の2週間までにしなければならない。この場合、その評議員は、提出しようとする議案の要領を招集通知に記載し、又は記録することを請求することができる。
- 2 評議員は、評議員会において、評議員会の目的である事項につき議案を提出することができる。

(招集手続等に関する検査役の選任)

- 第6条 本財団又は評議員は、評議員会に係る招集の手続及び決議の方法を調査させるため、当該評議員会に先立ち、東京地方裁判所に対し、検査役の選任の申立てをすることができる。

(評議員会の運営)

- 第7条 評議員会は、評議員現在数の過半数の出席がなければ、開催することができない。
- 2 議長は、評議員会の開会に際し、出席者数を確認しなければならない。
- 3 議長は、評議員会の秩序を維持し、議事を整理する。

(議決)

- 第8条 評議員会の議事は、議決に加わることができる評議員現在数の過半数が出席し、その過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の裁決するところによる。前段の場合において、議長は、評議員として表決に加わることはできない。
- 2 前項にかかわらず、次に掲げる決議は、議決に加わることができる評議員の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。
- (1) 監事の解任
 - (2) 定款の変更
 - (3) 基本財産の処分又は除外の承認
 - (4) 役員等の責任の一部免除
 - (5) 事業の全部又は一部の譲渡
 - (6) 公益目的事業の全部の廃止
 - (7) 解散後の継続
 - (8) 合併 吸収合併契約及び新設合併契約の承認
 - (9) 評議員に対する報酬等の支給の基準
 - (10) その他法令に定められた事項
- 3 前項第2号にかかわらず、目的、公益目的事業並びに評議員の選任及び解任に係る定款の変更の決議は、議決に加わることができる評議員の議決権の4分の3以上に当たる多数をもって行わなければならない。
- 4 前2項の決議について、特別の利害関係を有する評議員は、議決に加わることはできない。

(評議員会への報告事項)

- 第9条 理事は、法人法並びに定款に定める事項について、評議員会へ報告するものとする。
- 2 監事は、理事が評議員会に提出しようとする議案、書類その他法令で定めるものを調査するものとし、この場合において、法令若しくは定款に違反し、又は著しく不当な事項があると認めるときは、その調査結果を評議員会に報告するものとする。

（理事等の説明義務）

第10条 理事及び監事は、評議員会において、評議員から特定の事項について説明を求められた場合には、その事項について必要な説明をしなければならない。ただし、その事項が評議員会の目的である事項に関しないものである場合その他正当な理由がある場合として法令で定める場合は、その限りではない。

（議事録）

第11条 議事録には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- 2 通常評議員会および臨時評議員会における議事録記載事項は次のとおりとし、議事録が書面をもって作成されたときは、議長及び会議に出席した評議員のうちから選出された議事録署名人2名がこれに記名押印又は署名する。
 - (1) 開催された日時及び場所（当該場所に存しない理事、監事、又は評議員が評議員会に出席をした場合における当該出席の方法）
 - (2) 議事の経過の要領及びその結果
 - (3) 決議を要する事項について特別の利害関係を有する評議員があるときは、当該評議員の氏名
 - (4) 次の意見又は発言があるときは、その意見又は発言の内容の概要
 - イ 監事が監事の選任若しくは解任又は辞任について意見を述べたとき
 - ロ 監事を辞任した者が、辞任後最初に招集された評議員会に出席して辞任した旨及びその理由を述べたとき
 - ハ 監事が、理事が評議員会に提出しようとする議案、書類等について調査の結果、法令若しくは定款に違反し又は著しく不当な事項があるものと認めて、評議員会に報告したとき
 - ニ 監事が監事の報酬等について意見を述べたとき
 - (5) 評議員会に出席した評議員、理事、監事の氏名又は名称
 - (6) 評議員会の議長が存するときは、議長の氏名
 - (7) 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名
- 3 定款第22条による評議員会の決議があったものとみなす方法での議事録記載事項は次のとおりとする。
 - (1) 評議員会の決議があったものとみなされた事項の内容
 - (2) 前項の事項を提案した理事の氏名
 - (3) 評議員会の決議があったものとみなされた日
 - (4) 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

（議事録の配布）

第12条 議長は、欠席した評議員に対して、議事録の写し及び資料を配布して議事の経過及びその結果を遅滞なく報告するものとする。

（事務局）

第13条 評議員会の事務局には、事務局長がこれに当たる。

(改廃)

第14条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

附則

- 1 この規程は、この法人の一般財団法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 この規程は、平成 28 年 5 月 26 日開催の評議員会の決議をもって、平成 28 年 5 月 26 日から変更実施する。
- 3 この規程は、平成 29 年 3 月 22 日開催の評議員会の決議をもって、平成 29 年 3 月 22 日から変更実施する。
- 4 この規程は、2026 年 3 月 18 日開催の評議員会の決議をもって、2026 年 3 月 18 日から変更実施する。